

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

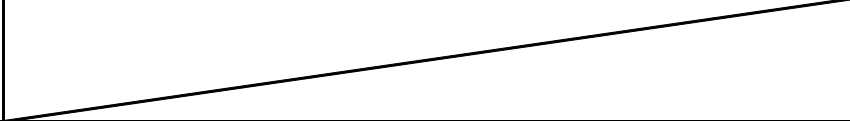
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	北区
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kita.tokyo.jp/mynumber/tech/link.html">http://www.city.kita.tokyo.jp/mynumber/tech/link.html</a>

執行機関名 北区長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東京都北区児童育成手当条例(昭和四十六年十月東京都北区条例第二十二号)による児童育成手当の支給に関する事務であって東京都北区規則で定めるもの(育成手当)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第一の項 東京都北区児童育成手当条例(昭和四十六年十月東京都北区条例第二十二号)による児童育成手当の支給に関する事務であって東京都北区規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	東京都北区児童育成手当条例(昭和四十六年十月東京都北区条例第二十二号)第一条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 すべて国民は、<u>児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u>  2 すべて<u>児童は</u>、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</p>	<p>(目的)  第一条 この条例は、<u>児童について児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</u>  (児童育成手当の趣旨)  第二条 児童育成手当は、<u>児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない</u>  (支給要件)  第四条 児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「支給要件児童」という。)の保護者であつて、東京都北区の区域内に住所を有するものに支給する。  一 <u>父若しくは母が死亡し若しくは東京都北区規則(以下「規則」という。)で定める程度の障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある十八歳に達した日の属する年度の末日以前の児童</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>東京都北区児童育成手当条例(昭和46年10月18日条例第22号)  東京都北区児童育成手当条例施行規則(昭和46年10月18日規則第24号)</p>